

(2) 各市町村における条例改正時期

介護保険制度創設に伴う条例改正については、4月から介護保険制度が施行されることから、12年6月議会ではなく、4月の時点で改正が行われていることが必要である。

国保税採用市町村における地方税法改正との関係については、前述のとおり。

5. 滞納者対策

(1) 厚生省令の改正(15頁以下参照)

介護保険法施行法による国民健康保険法の改正により、被保険者資格証明書の交付、保険給付の支払の一時差止の義務化及び保険給付の支払の一時差止に係る保険給付の額からの滞納保険料(税)額の控除制度が創設されたことに伴い、平成11年11月1日公布の整備省令による国民健康保険法施行規則の改正において、次のとおり、要件、手続等についての規定を整備したところである。

- (7) 災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き被保険者証の返還を求めるものとする保険料(税)の滞納期間は1年間とした(国保規則第5条の6)。
- (イ) 保険者は、被保険者証の返還を求めるに当たっては、被保険者証の返還を求める旨及び被保険者証の返還先及び返還期限について、あらかじめ書面により通知しなければならないこととした(国保規則第5条の7)。
- (ウ) 災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする保険料(税)の滞納期間は1年6月間とした(国保規則第32条の2)。
- (エ) 保険者は、一時差止に係る保険給付の額から滞納している保険料(税)額を控除するに当たっては、一時差止に係る保険給付の額から滞納額を控除する旨、一時差止に係る保険給付の額、控除する滞納額及び滞納額に係る納期限について、あらかじめ書面により通知しなければならないこととした(国保規則第32条の5)。
- (オ) 保険者は、期日を定め、被保険者証の検認又は更新をすることができるが、その期日を定めるに当たり、保険料(税)を滞納している

世帯主に係る被保険者証につき通例定める期日より前の期日を定めることができることとした（国保規則第7条の2第2項）。

これは、いわゆる短期被保険者証に係る根拠規定を明確にしたものであるが、短期被保険者証の交付が、この改正により初めて可能となる趣旨ではなく、新設された第2項は入念的な規定である。なお、資料に添付している平成7年6月20日付けの最高裁判決（神戸市が昭和63年に短期被保険者証を窓口交付したことにつき、市の合理的な裁量の範囲内の行為と認定した一審・二審の判断を正当と是認したものを）を参考とされたい。（20・21頁参照）

（2）滞納者対策の実施基準等

平成12年4月以降の納期限に係る滞納について、新法が適用されることになるが、現行法に関する実施通知である昭和61年12月の通知については、保険者の裁量による措置に係るものであるため、改正国民健康保険法に従ったものにする必要があり、今年度中に、滞納者対策に係る留意事項について、新たに通知することを予定しているところである。

なお、事務の具体的な手順については、本年8月3日の全国会議において資料でお示ししているところであるので、各市町村における具体的な取扱い方法について、検討を深められたい。

平成 1 2 年度概算要求 医療費国庫負担額

(単位：億円)

区 分	1 1 年 度 予算額 A	自然増等	介護移行分	1 2 年 度 要求額 B	対前年度増▲減 B - A	介護納付金
政管健保	9, 3 3 0	6 0 8	▲ 5 3 6	9, 4 0 1	7 2	6 4 4
国 保	3 1, 3 9 5	1, 1 5 7	▲1, 7 0 5	3 0, 8 4 7	▲ 5 4 8	2, 2 3 5
老 人	2 3, 6 0 3	1, 0 3 7	▲5, 6 3 7	1 9, 0 0 2	▲ 4, 6 0 0	—
そ の 他	8, 0 2 7	5 9 9	▲ 3 5 1	8, 2 7 5	2 4 8	—
計	7 2, 3 5 3	3, 4 0 1	▲8, 2 3 0	6 7, 5 2 5	▲ 4, 8 2 8	2, 8 7 9

※ 億円単位で整理していることから、合計額が不一致の場合がある。

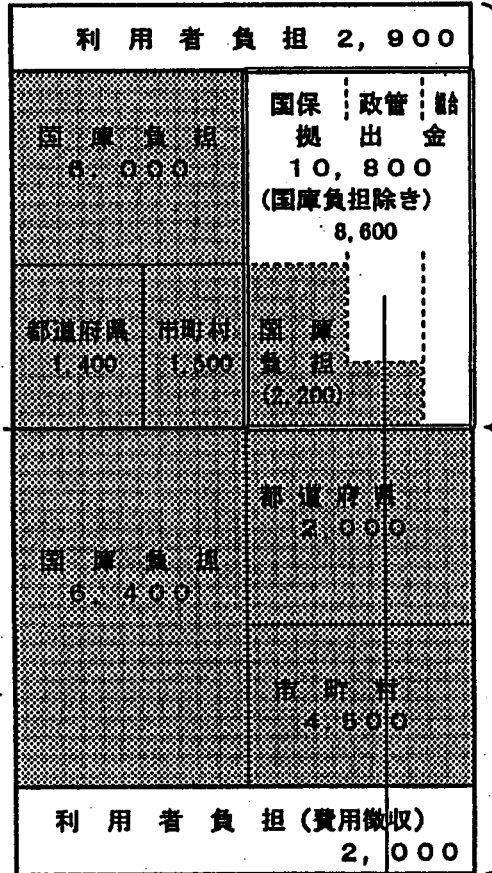
介護保険制度導入による費用負担の変化（現行制度との比較）〈12年度概算要求（11ヶ月）ベース〉

現行制度

総費用 37,600億円

医療部分

- ・老人保健施設
- ・療養型病床群
- ・訪問看護
- ・デイケア 等



福祉部分

- ・特別養護老人ホーム
- ・通所介護
- ・ホームヘルプ 等

22,700億円

14,900億円

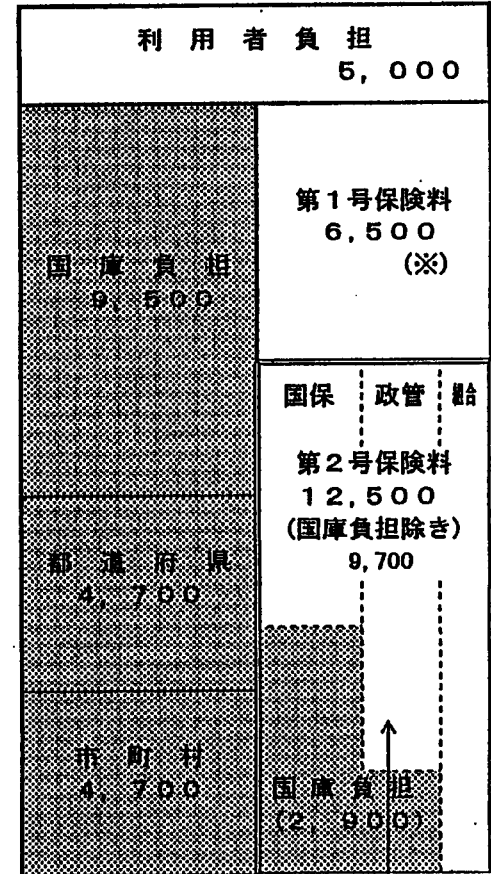
介護

- ・特別養護老人ホーム
- ・老人保健施設
- ・療養型病床群
- ・ホームヘルプ
- ・訪問看護 等

介護保険制度

総費用43,000億円

利用者負担 5,000



(※) 12~14年度の3年間の平均では7,800億円

振替え

介護保険制度の実施に伴い老人保健制度等の対象から除かれる
老人医療費等（12年度概算要求ベース）

1. 公費5割負担の対象から除かれる老人医療費分
〔老人保健施設、訪問看護療養費の他、療養型
病床群等の9割が介護保険へ移行すると仮定〕

1兆6,400億円

2. 公費3割負担の対象から除かれる老人医療費分

① 入院外医療費（デイケア、訪問看護、訪問リハ等） 1,500億円

② 入院医療費 1,000億円

① + ② = 2,600億円

3. 医療保険の対象から除かれる医療費分
（40歳～64歳特定疾病）

2,000億円

4. その他

① 老健施設におけるおむつ代・食費等 1,200億円

② 生活保護 500億円

（注：これまでの老人医療費等の中には、この額は含まれていない）

① + ② = 1,700億円

（合計） 2兆2,700億円

医療保険者の介護納付金等について
(平成12年度予算概算要求ベースの試算値)

○ 平成12年度介護納付金の試算

制度区分	12年度介護納付金額 (11ヶ月分)	(参考) 第2号被保険者数
政管健保(一般)	3,900億円	1,354万人
健保組合	3,200億円	1,096万人
国保	4,400億円	1,519万人
市町村	3,900億円	1,350万人
組合	500億円	169万人

(注1) 第2号被保険者数は、平成10年度を対象に実施した調査を基に、平成12年度の被保険者数を推計。

(注) 数値は平成12年度予算概算要求ベースの数値に基づく試算であり、確定的なものではない。

○ 被用者保険の第2号保険料率の試算結果

政管健保	健保組合
9.3%	8.9%

(注1) 政管健保については、12年度概算要求ベースの標準報酬総額、健保組合については11年度予算(速報値)ベースの標準報酬総額を使用。

(注2) 数値は平成12年度予算概算要求ベースの数値に基づく試算であり、確定的なものではない。

○ 第2号被保険者1人当たり負担額(平成12年度:月額)

2,630円

(注) 平成12年度概算要求ベース。

○ 各制度の保険料額の試算結果

政管健保	健保組合	国保	
3,000円	4,000円	市町村	1,300円
		組合	1,400円

(注1) 政管健保、健保組合については、被保険者1人当たり負担額(事業主負担含む)。

(注2) これらの額は粗い試算であり、確定的なものではない。

介護保険導入に伴う医療保険制度別の老健拠出金等及び介護納付金

(単位:億円)

	老健拠出金等 (介護保険移行分)①	介護納付金 ②	差 引 (②-①)
政管健保	3,500	3,900	400
健保組合	3,000	3,200	200
共済・船保	1,000	1,000	100
被用者保険 計	7,500	8,100	700
市町村国保	3,000	3,900	1,000
国保組合	400	500	100
国 保 計	3,400	4,400	1,000
医療保険 合計	10,800	12,500	1,700

*

(注1) 平成12年度概算要求ベース(11ヶ月)

(注2) 上記数値は保険料と国庫負担を合わせたもの。

(注3) 端数処理のため合計が合わないことがある。

* 1,700億円の内訳は、保険料1,100億円、国庫負担600億円

介護保険導入に伴う保険料率への影響(平成12年度概算要求ベースの粗い仮試算)

	現行の保険料 (率)	法定上限	介護保険導入に よる影響		
			医療保険負担減少額	第2号保険料(率)	差
政管	85%	91%	▲4.2%	+9.3%	+5.1%
健保組合	85.1%	95%	▲4.3%	+8.9%	+4.6%
市町村国保	76,630円	-	▲400円	+1,300円	+900円
国保組合	110,917円	-	▲400円	+1,400円	+1,000円

(注1) 保険料(率)は、政管については平成11年度現在の保険料率、健保組合については平成11年度予算(速報値)の平均保険料率、市町村国保及び国保組合については平成9年度の被保険者1人あたり保険料(年額)である。

(注2) 医療保険負担減少額および第2号保険料率は、政管についてはそれぞれ概算要求ベースの標準報酬・被保険者数等で除することにより、健保組合については平成11年度予算(速報値)ベースの標準報酬・被保険者数等で除することにより推計している。

(注3) 市町村国保及び国保組合の被保険者1人あたり医療保険負担減少額および第2号保険料は、国庫負担を除くそれぞれの医療保険負担減少額および第2号保険料を平成12年度概算要求ベースのそれぞれの被保険者数及び第2号被保険者数で除することにより推計している。